

「人権擁護委員制度をご存じですか」

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。昭和23年にまず政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。これにより、地域住民の中にあつて国民の基本的な人権を擁護する機関である人権擁護委員制度が誕生しました。

全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として皆さんとともに一層の人権尊重思想の啓発に努めることを申し合わせております。

奥出雲町長から推薦され、法務大臣が委嘱した「人権擁護委員」は次の方々です。

住所 横田
氏名 安田 韶彦
電話 52 - 2812

住所 亀嵩
氏名 千葉 哲雄
電話 57 - 0046

住所 八川
氏名 田部 亨
電話 52 - 1912

住所 三沢
氏名 高橋 正美
電話 54 - 1348

住所 大呂
氏名 堀江 瑞江
電話 52 - 0424

住所 三沢
氏名 吉川 忠夫
電話 54 - 1337

6月1日には次の時間・場所で特設人権相談を行います。

奥出雲コミュニティーセンター（横田） 1F 青年室 10:00～15:00

奥出雲中央公民館（仁多） 2F 和室 10:00～15:00

相談は無料で秘密は守られます。お気軽にご相談下さい。

平成17年度 町民税・県民税のお知らせ

6月から、17年度分の町民税県民税の納付が始まります。町民税・県民税は、均等割と所得割の合算額で課税します。

1. 均等割額は次のとおりです。

(1) 町民税3,000円

(2) 県民税1,500円（うち500円は「水と緑の森づくり税」です。）

均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で、夫と同じ町内に住所を有する妻について、均等割の非課税措置が平成17年度から段階的に廃止されます。平成17年度は2分の1の額で課税し、18年度分から全額で課税します。

	17年度	18年度～
町民税	1,500円	3,000円
県民税	1,000円	1,500円
合計	2,500円	4,500円

「水と緑の森づくり税」500円には、2分の1の特例はありません。
なお、均等割は非課税限度額制度がありますので、所得金額が一定金額以下の妻については、

2. 所得割額は次のとおりです。

	課税所得	税率	速算控除額
町民税	200万円以下の金額	3%	
	200万円超700万円以下	8%	100,000円
	700万円を超える金額	10%	240,000円
県民税	700万円以下の金額	2%	
	700万円を超える金額	3%	70,000円

3. 定率による税額控除の額

定率控除前の所得割額の15%（ただし、町民税及び県民税をあわせて上限4万円）です。

【町税に関するお問い合わせ】 横田庁舎税務課（電話 52 - 2671）

運動公園の施設予約について
五月から町の管理する運動公園内の諸施設がインターネットで予約できるようになりました。今後、奥出雲町のホームページ・暮らしと安心ネットの施設予約をご利用ください。

6月は環境月間・6月5日は環境の日

1972年6月、スウェーデンのストックホルムで国連人間環境会議が開催され、人類の現在および将来の世代のために、地球環境を保護し改善する世界共通の目標としての「人間環境宣言（ストックホルム宣言）」が採択されました。また、日本の提唱を受け、国連は6月5日を「世界環境デー」とすることを決めました。

日本では、環境基本法で6月5日を「環境の日」と定め、6月を環境月間として、全国で環境保全活動に関するさまざまな行事を行っています。

皆さんは、環境問題、地球温暖化など最近よく聞かれますが、なんだか話が大きくて身近なことに感じていない方もいらっしゃると思います。しかし、私たち一人一人が毎日の生活を見直し、ごみの減量化や電気の無駄使いをしないなどを実践していくことの積み重ねが全体では大きな成果を生み、地球温暖化を防ぎ、環境を守ることに繋がります。皆さんも身近なことから実践してみませんか。

公 告

平成17年7月28日、社会福祉法人仁多町社会福祉協議会並びに社会福祉法人横田町社会福祉協議会（以下「両町社協」という。）は解散し、平成17年7月29日に両町社協が合併して社会福祉法人奥出雲町社会福祉協議会を設立する旨を、両町社協の理事会及び評議員会で議決しましたので、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から2ヶ月以内にその旨をお申し出ください。

平成17年5月20日

島根県仁多郡奥出雲町三成369番地8

社会福祉法人仁多町社会福祉協議会

会長 田中和夫

島根県仁多郡奥出雲町稲原57番地6

社会福祉法人横田町社会福祉協議会

会長 小早川茂延

国保コーナー

もしも、交通事故にあってしまったら・・・

交通事故など、第三者による行為でけがなどを負った場合には、原則としてその医療費は加害者が負担すべきものです。

しかし、被保険者の皆さんが保険証を提示し医療機関で診察を受けられると、保険診療となるために、国保が一時的に医療費を立て替えることとなります。

このことにより、後日、国保が被害者に代わって医療費を加害者に請求することになりますので、交通事故などにあわられて病院で診療を受けた場合には、必ず国保係まで届出をしてください。

<届出の手順>

警察に届け出る

交通事故にあったら、すみやかに警察に届け出て「事故証明書」をもらいます。

国保の窓口へ届け出る

国保の窓口へ「第三者行為による傷病届」を提出してください。

届出の際に必要な書類

- ・印鑑
- ・保険証
- ・事故証明書（後日でも構いません）

示談の前に届出を

届出をされないで、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと国保が使えなくなりますので、示談の前に必ず国保に届出をしてください。

詳しいお問合せは・・・

仁多庁舎内健康福祉課国保係（電話54-2781）
横田庁舎内横田総合相談室（電話52-2111）
をお願いします。

児童手当の現況届をお忘れなく!!

児童手当は小学校第3学年修了前までの児童を養育している方に支給されます。

現在、児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届けは6月1日における状況を記載し、児童手当等を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するものです。

この届の提出がないと、6月分以降の手当が受け

られなくなりますので、ご注意ください。対象の方には5月末に町民課より「現況届」の用紙を送付します。

また、出生、転入等により新たに受給資格が生じた場合は、「認定請求書」の提出が必要です。

詳しくは、役場町民課までお問い合わせください。

問い合わせ

役場町民課町民係 54 - 2510